

第4章 関税

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

関税は代表的な貿易障壁であり、WTOでは、加盟国が交渉（ラウンド）を通じて相互に関税を引き下げていくことを目指している。こうした動きに係る法的規律を概観する前に、ここでは、関税の定義、機能、要素（関税率、関税分類、関税評価）について説明する。

①関税とは

関税とは、物品の輸出入に際して課せられる税金のことであるが^(注1)、物品の輸入に際して課せられる輸入関税を指すのが一般的である^(注2)。

(注1) GATT第1条では、一般的最恵国待遇の対象として「customs duties and charges of any kind imposed on or in connection with importation or exportation……」と規定しており、輸入に対する関税と併せて輸出に対する関税も想定している。

(注2) 我が国の関税は、関税定率法第3条において、「関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、……」と規定しており、輸入貨物にのみ課することを明らかにしている。

②関税の機能

関税には、財源機能、国内産業保護機能、貿易歪曲効果は正機能（制裁機能）の3つの機能があ

ると考えられる。

財源機能とは、関税収入が国の財源となる側面に着目した場合の機能である。かつては関税の機能としてこの財源機能が重視されたが、経済の発展と内国税の体系整備により、先進国においては、その重要性は低下している。例えば、我が国における関税収入額は約7,319億円であり、国税収入に占める関税収入の割合は約1.8%である（2009年度決算ベース）。他方、開発途上国においては、なお関税の財源機能が重要である国もある。

国内産業保護機能とは、関税を課すことにより、競合する輸入品に不利となるよう競争条件を政策的に変更し、国内産業を保護する機能である。事実、各国の関税率を見ると、それぞれの国内産業の競争力を相当程度反映しているものと考えられる。なお、市場アクセスと国内産業保護とのバランスを図る観点から、一定の数量までは無税又は低税率（一次税率）の関税を適用し、当該数量を超える輸入については比較的高税率（二次税率）の関税を適用する関税割当制度が採用されている場合もある。

WTO協定上は、国内産業保護手段として、数量制限が原則として禁止される一方、関税による保護は認められている^(注3)。これは、国内産業保護手段としては、関税が数量制限より望ましいと理解されてきたことによる（後述（3）参照）。

貿易歪曲効果是正機能（制裁機能）とは、貿易歪曲効果を有する措置への対抗策として関税が用いられる場合の機能である。例えば、GATT第6条の実施に関する協定（アンチ・ダンピング協定）において、ダンピングが行われていると認められる場合にアンチ・ダンピング関税によりその是正が図られる場合や、補助金協定において、交付は禁止されていないが輸入国の国内産業に損害を与えている補助金に対して相殺関税が課される場合がこれにあたる（第5章「アンチ・ダンピング措置」及び第6章「補助金・相殺措置」を参照）。

（注3）GATT第11条では、「加盟国は、……関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない」と規定し、数量制限を禁止する一方で関税賦課は認めている。

③関税率

関税措置においては、言うまでもなく関税率が重要な要素となる。

上述のような3つの機能を有する関税であるが、関税賦課は世界経済全体の厚生を低下させる可能

性をはらむ。そのため、1947年以来、GATTの下で、関税率の水準が逐次引き下げられてきた。これは、各国が関税交渉（1994年に終了したウルグアイ・ラウンドを含めた数次のラウンド交渉）により関税率の上限（これを「譲許税率」という。また、譲許税率を上限として実際に適用される関税率を「実行税率」という）を相互に引き下げることで実現されてきた。また、ウルグアイ・ラウンド以後、セクター別の関税率引き下げの努力が行われ、情報技術協定（ITA：Information Technology Agreement）による情報技術製品の関税撤廃や医薬品関税撤廃等の成果をあげている。なお、ウルグアイ・ラウンドの結果、我が国の鉱工業品の最終平均譲許税率（貿易量加重平均）は1.5%となり、米国3.5%、EU3.6%、カナダ4.8%と比較しても相対的に低い水準となっている。

一方で、各国で依然として農産品をはじめとする分野で高関税のまま維持されている品目もあり、タリフ・ピークと呼ばれている。例えば、米国（落花生）、EU（バナナ）、カナダ（バター）、韓国（カッサバ芋）等において見られる。

<図表4-1> ウルグアイ・ラウンドによる各国鉱工業品の関税率、譲許率の変化

		日本	米国	EU	韓国	豪州	インド ネシア	タイ	カナダ	マレー シア	フィリ ピン	インド
平均 関税率 (%)	前	3.8	5.4	5.7	18.0	20.0	20.4	37.3	9.0	10.2	23.9	72.2
	後	1.5	3.5	3.6	8.3	12.2	36.9	28.0	4.8	9.1	24.6	32.4
譲許率 (%)	前	98	99	100	24	36	30	12	100	2	9	12
	後	100	100	100	89	96	92	70	100	79	66	68

（注）1. 日本の数字については旧通商産業省推計（石油（Petroleum）、林・水産物を除く。林・水産物を含む場合の数字は1.7%）。

2. その他の国についてはGATT事務局の計算による（石油（Petroleum）は除く）。

3. 平均関税率は貿易加重平均により算出したもの。

平均関税率＝譲許品目の関税額の総和÷譲許品目の輸入額の総和×100

（譲許品目の関税額＝譲許品目輸入額×譲許税率）

4. 譲許率（バインド率）は貿易加重平均により算出したもの。

5. 「前」、「後」はウルグアイ・ラウンド合意実施前、実施後の税率を示す。

＜図表4-2＞ 主要各国の関税率の状況

国・地域名	単純平均譲許税率（％）		単純平均実行税率（％）		譲許率（％）	
	非農産品	全品目	非農産品	全品目	非農産品	全品目
香港	0.0	0.0	0.0	0.0	37.3	45.6
日本	2.5	4.9	2.5	4.4	99.6	99.7
米国	3.3	3.5	3.3	3.5	100.0	100.0
EU	3.9	5.0	4.0	5.1	100.0	100.0
台湾	4.7	6.3	4.5	6.1	100.0	100.0
カナダ	5.3	6.8	2.6	3.7	99.7	99.7
シンガポール	6.4	9.9	0.0	0.0	65.1	69.7
中国	9.2	10.0	8.7	9.6	100.0	100.0
韓国	10.2	16.6	6.6	12.1	93.8	94.6
ニュージーランド	10.8	10.2	2.2	2.1	100.0	100.0
豪州	11.0	10.0	3.0	2.8	96.7	97.1
マレーシア	14.9	23.1	7.6	8.0	81.9	84.3
南アフリカ	15.8	19.0	7.5	7.7	95.8	96.4
フィリピン	23.4	25.7	5.7	6.3	61.9	67.0
チリ	25.0	25.1	6.0	6.0	100.0	100.0
タイ	25.4	28.0	8.0	9.9	71.2	75.0
ブラジル	30.7	31.4	14.2	13.7	100.0	100.0
アルゼンチン	31.8	31.9	12.9	12.6	100.0	100.0
インド	34.6	48.7	10.1	13.0	69.8	73.8
メキシコ	34.9	36.1	7.1	9.0	100.0	100.0
ジャマイカ	42.4	49.6	5.9	7.5	100.0	100.0
ケニア	55.1	95.4	11.4	12.5	1.8	14.8
レソト	60.0	78.4	7.4	7.6	100.0	100.0

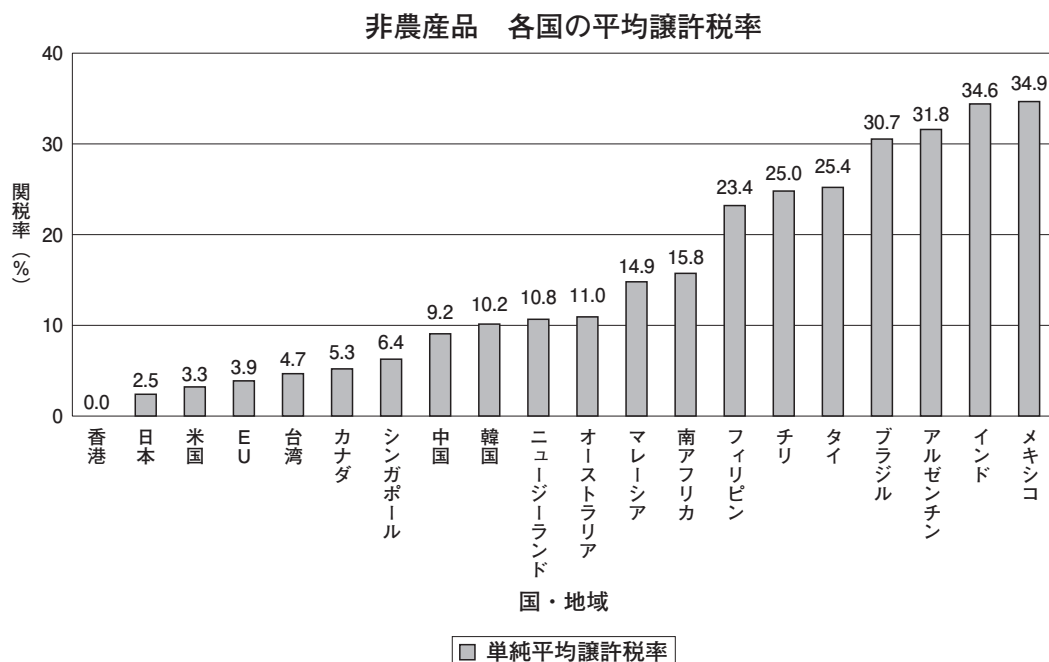
※ 上記数値はWTO事務局作成 World Tariff Profiles 2011 より抜粋。

（注1）数字は品目ベース。

（注2）非農産品とは、農業協定対象品目以外の品目であり、林・水産物を含む。

※ 平均実行税率が平均譲許税率を上回っている国があるが、これは、平均実行税率と平均譲許税率では算出にあたって使用する品目数が異なること等に起因するものであり、ただちに個別の品目について譲許税率を上回る税率を課していることを示すものではない。

<図表4-3> 非農産品の最終譲許税率（単純平均）



※WTO 事務局 World Tariff Profiles 2011 の数値を基に経済産業省作成。

④関税分類

関税率とともに関税制度の基本となる要素が、関税分類である。

各国の関税賦課の基準となる関税率表は、物品ごとに割り当てられた関税分類番号と、それぞれの番号に対応する関税率とから成っている。ある品目を意図的により高い関税率のほうに分類する等恣意的な運用がなされれば、関税率の引き下げが事実上無効化してしまうため、関税分類の在り方は具体的な関税賦課に際して極めて重要な意味を有する。

関税分類については、WTO協定上の規定はなく、かつては各国が独自の制度を有していたが、貿易拡大に伴い統一化の必要性が認識され、1988年に関税協力理事会（CCC: Customs Cooperation Council、通称WCO: World Customs Organization）において「商品の名称及び分類についての統一システム（HS: Harmonized System）」（HS条約）が策定された。

本条約には、我が国、米、EUなどの主要国を含む世界138か国及び地域（2011年2月）が加盟

しており、また、本条約に未加盟であるものの実質的に導入している国を含めると、204か国及び地域（2011年2月）が自国の関税率表としてHS品目表を採用し、現在では関税番号で6桁までの関税分類が世界の大半の国において統一されている。

HS条約加盟国は、自国の関税率表をHS条約附属書の品目表（HS品目表、最小単位は6桁）に適合させる義務があり、我が国の関税定率法、関税暫定措置法の別表及び輸出入統計品目表も、これに適合している。

HS品目表は、国際貿易の実態を踏まえて作成されているが、技術革新による新規商品の登場、国際貿易の態様の変化等に対応するため、これまでに5度（1992年、1996年、2002年、2007年及び2012年）改正されている。

なお、2007年のHS品目表改正（2004年6月のWCO総会において承認、採択。2007年1月から発効）では、特に技術革新が目覚ましいIT関連機器等について新しい分類を設ける等、分類の新設・変更が行われた。

⑤ 関税評価

関税の賦課に際しては、賦課の基準額を査定する関税評価も重要な要素となる。

仮に、関税賦課の基準額を各国が恣意的に認定すれば、関税率の設定は無意味となってしまう。そこで、関税評価については、GATT第7条及びGATT第7条の実施に関する協定（関税評価協定）により、国際ルールが定められている^(注4)。

(注4) 関税評価協定第1条では「輸入貨物の課税価額は、輸入貨物の取引価額・・に第8条の規定による調整を加えた額とする」と規定し、現実の支払価額を基本とすることを明らかにしている。また、第2条では、例外的に同種貨物の取引価額によることができる旨規定されている。

更に、第7条においては、課税価格の決定の際に用いてはならないもの（禁止事項）が列記（輸入国で生産された貨物の販売価格、最低課税価格等）されている。

(2) 法的規律の概要

WTO協定は、数量制限を原則として禁止する一方で関税賦課を容認しつつ、加盟国が関税交渉を通じて、品目ごとに、関税率の上限を約束し（この約束を「譲許」という）、逐次その上限税率（譲許税率）を引き下げることによって、関税障壁を削減することを目指している。

① GATT上の規律

GATT第2条は、加盟国に対して、譲許税率を超えない関税率の適用を義務づけている。また、GATT第28条は、加盟国が譲許税率の引上げや撤回を行うためには、譲許について直接交渉した加盟国や主要供給国との交渉・合意と、その譲許の変更に実質的利益を有する当該製品の主供給国等との協議を条件とする旨規定している。

② 関税分類に関する規律

関税分類については、上述のHS条約第3条1

項において、締約国がHS分類の部、類、項又は号の適用範囲を変更しない義務を規定し、HSの統一的運用の確保を図っている。HS分類は、技術開発の進展等を反映して定期的に見直されるが、品目の分類が変わっても、譲許内容には影響しないのが原則であり、譲許税率が引き上げられる結果となる場合には、GATT第28条の交渉が必要とされている。

③ 「譲許」の重要性

以上から明らかのように、譲許税率が高いことや、そもそも譲許しないことは、WTOルール上は問題とならない。譲許税率の範囲内で実行税率を引き上げることや、非譲許品目の税率を引き上げることも、WTO協定上は許容される。

しかしながら、協定上許容されるからといって突然関税率を引き上げるといった措置がとられると、予見可能性等の観点から貿易への悪影響は免れないことは当然である。また、先に述べたとおり、譲許を通じて関税率の引き下げを図っているWTO協定の前提からしても、譲許は不可欠のプロセスである。

こうした観点から譲許の重要性は強調されるべきであるが、ウルグアイ・ラウンド後の非農産品の譲許率（全譲許品目数/全品目数×100）を見ると、我が国や米国、EU、カナダではほぼ100%であるが、韓国94%、インドネシア95%、タイ75%、マレーシア84%、シンガポール69%、香港45%等となっており、相対的に低い水準の国・地域も散見される（WTO事務局作成 World Tariff Profiles 2011より）。なお、譲許の際には、予見可能性を高める観点から、可能な限り譲許税率を実行税率の水準に揃えるべきである。開発途上国においては一般的に譲許税率と実行税率の乖離が大きく、いつでも譲許税率までの引き上げが可能となっている。これは予見可能性の観点から問題であり、実行税率より高い関税率での譲許は是正されるべきである。なお、先進国については、両税率の間にほとんど乖離は見られない。

(3) 経済的視点及び意義

ここでは、関税が数量制限よりもなぜ望ましい措置として理解されてきたのか、関税率の引き下げがなぜ望まれるのか、といった問題について基礎的な経済的分析を加える。また、これらの分析を踏まえ、WTOにおける関税引き下げの国際交渉の重要性について指摘する。

①関税の効果

輸入関税賦課の最も基本的な効果は、当該国における国内価格上昇である。いわゆる「小国」(国際価格に影響力を有しない国)の場合、関税分だけ価格が上昇する。他方、いわゆる「大国」(国際価格に影響力を有する国)の場合には、関税による需要減少が国際価格を低下させるため、実際の価格上昇は関税分よりも低くなる。

この国内価格の上昇は、当該財の国内生産を拡大させると同時に、その財への需要を抑制することになる。つまり、関税によって、生産者は利益を得るが、消費者は損失を被ることになる。また、当然のことながら、輸入国政府は関税収入を得る。

このように関税は異なるグループに異なる利益と費用をもたらす、これらの大小関係が輸入国全体としての経済厚生の変化を決めることになる。経済厚生は、関税賦課が国際価格に影響を与えない「小国」の場合は必ず下がるが、関税の賦課が国際価格の低下につながる(すなわち交易条件の改善がある)「大国」の場合には上がるケースもある。特に、関税が十分に低い場合には交易条件の改善による利益は常に費用を上回り、厚生を最大化する「最適関税」が存在することが知られている。しかし、自国の交易条件の改善は外国の交易条件の悪化をもたらしており、外国の経済厚生を低下させることになる。したがって、場合によっては、外国の反発を招きかねない。

なお、輸入した原材料を用いて生産を行っている場合には、通常、最終製品に対する関税率だけで最終製品の保護水準とみなすことはできない。

この場合、原材料に対する関税率も考慮する必要がある。すなわち、原材料に対する関税率の方が最終製品に対する関税率よりも低い場合には、最終製品の実際の保護率は最終製品に対する関税率よりも高いと考えるべきである(このように、原材料に対する関税率も考慮した保護率を「有効保護率」と呼ぶ)。

したがって、関税率が低くとも、国内産業保護機能が十分に機能する場合があることに注意が必要である。

②数量制限の効果(第3章「数量制限」参照)

数量制限には様々な形態があるが、その代表的な形態である輸入割当について考えると、理論的には、その効果は輸入関税と同じく、輸入水準の低下と国内価格の上昇である(同等性定理)。

輸入割当が輸入関税と異なる点は、輸入国政府が収入を得ず、輸入割当のライセンスを得た者が超過利益(割当レント)を得ることになる点である(しかし、ライセンスをオークションによって輸入業者に売り渡せば、理論上は関税収入と同額の政府収入を得ることになる)。

なお、国内市場が完全競争にない場合(例えば独占の場合)、市場が成長している場合、商品価格に変動がある場合等には、一般に数量制限の方が市場歪曲効果が大きく、同等性定理が成り立たないことが知られている。

③輸入関税が数量制限よりも望ましい理由

前述のとおり、WTO協定では数量制限が原則として禁止される一方、関税による保護は認められている。これは、政策の施行が不透明になりがちな数量制限(例えば相手先と数量が恣意的に決定されがちになる)よりも関税のほうが恣意性が介在しにくいこと、数量制限では国際価格の変化や為替変動に拘らず輸入量が一定に制限されること、輸入割当の公平性が担保されないことへの警戒、といった点が根拠となっているものと考えられる。更に、関税であれば、効率化によるコスト

削減などによる輸出努力の余地がある点も、数量制限よりも関税のほうが望ましいと理解されてきた根拠である。

④関税引き下げの正当化根拠

WTO協定は、数量制限を原則として禁止し、関税による産業保護を認める一方で、加盟国が交渉を通じて関税を逐次引き下げていくことを目指しているが、関税引き下げの正当化根拠は、経済的には次のように要約される。すなわち、関税引き下げは、関税賦課による価格システムの歪曲を通じた効率性喪失（いわゆる死荷重）を低減する。また、市場保護の程度を減ずることにより市場が拡大すると、輸出国の生産者は規模の利益を享受でき、経済全体としてもメリットが生じる。

このような議論に対しては、「大国」においては交易条件改善によるメリットがある（最適関税の議論）との反論や、国内市場の失敗が存在する場合には関税が厚生を高めるとの反論がある。

しかし、最適関税は相手国の犠牲の下に厚生を増大させるため世界全体の厚生が自由貿易に比べて低くなることや、相手国が報復措置をとった場合には結局経済厚生が自由貿易の状態より悪化する可能性があることが知られている。また、国内市場の失敗には関税のような国境政策ではなく国内政策、すなわち市場の失敗を直接是正するような政策を割り当てたほうがよいとされている。

⑤関税による所得再分配と国際交渉の重要性

以上のように、経済的に見ると、基本的には関税引き下げが経済効率性を向上させると考えられ、関税率は低減されることが望ましい。

しかしながら、現実には関税を完全に撤廃する国はまれである。各国の関税実態を見ると、社会全体での厚生増加を目的として低減するのではなく、むしろ所得再分配を目的として関税が賦課されている場合も多いからである。これは、様々な利益団体の行うロビー活動など政治的な意図による影響が少なからず反映しているものと思われる。

る。

このように国内的要因によって関税が賦課されている場合、経済学的な社会全体の厚生増大を理由として自発的な関税引き下げを実現することは困難である。

ここに、WTOの基本的な考え方である国際交渉による関税引き下げの重要性がある。国際交渉を通じて相互に利益を与えることを条件とすれば、関税引き下げを通じたより自由な貿易が実現できるのである。

(4) 後発開発途上国（LDC）への配慮措置

1996年6月のリヨン・サミットにおいて、ルジェロWTO事務局長（当時）がLDC（後発開発途上国）向け関税撤廃構想を提唱したことを契機として、その後の累次のサミット等において、LDCに向け市場アクセス改善の可能な方策を検討する旨の宣言が行われている。

このような背景を踏まえて、1999年12月のWTO第3回シアトル閣僚会議において、LDCからの輸入について無税・無枠の特恵待遇を実質的にすべての産品に供与し、実施するとの提案がなされたが合意には至らなかった。

しかし、2000年2月、ムーア事務局長（当時）が新ラウンド立ち上げに向けた開発途上国との信頼醸成措置として本件イニシアティブを提唱した。また、UNCTAD（国連貿易開発会議）において、小渕首相（当時）が本イニシアティブを主要国の参加を得て推進すると表明した。

同年3月末には日本・EU・米国・カナダの四極の間で「先進国は、自国の特惠措置に基づき国内上の要件及び国際上の協定に準拠して、LDCを原産とする実質的にすべての産品に対して無税無枠の措置を与えることによりLDCに対して優遇されたマーケット・アクセスを供与する」ことで合意した。

この四極の合意をベースに、2000年5月のWTO一般理事会で本イニシアティブが発表され、

チリ、チェコ、ハンガリー、アイスランド、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、スロベニア、スイスが参加を表明し、また、2000年6月のAPEC貿易担当大臣会合の議長声明でも、本イニシアティブに未参加のAPECエコノミーに対し、自主的に本イニシアティブに参加するよう促すことが盛り込まれ、香港、豪州、シンガポールが本イニシアティブへの参加を確認した。

更には、2001年5月に開催された第3回国連LDC会議において、「LDC製品のすべての品目について無税無枠の措置を講じるという目標に向けて改善の作業を行う」旨のブリュッセル宣言及び行動計画が採択され、同年7月のジェノバ・サミット・G8コミュニケ及びWTO閣僚宣言において当該宣言内容が再確認された。

2002年6月末にカナダで開催されたG8カナダスキス・サミットのアフリカ行動計画、8月末から南アフリカで開催されたWSSD（持続可能な開発に関する世界首脳会議）の実施、2003年6月にフランスで開催されたエビアン・サミットのG8協調行動、2005年7月にイギリスで開催されたグレーンイーグルズ・サミットのG8の貿易においてもブリュッセル宣言のスタンスが確認された。

我が国では、2002年12月に関税・外国為替等審議会において2003年度関税改正に関する答申が出された。特に特惠関税制度については、上記国連LDC会議やサミット等における議論を踏ま

え、LDCへの一層の支援を図るため、農水産品につきLDCに対する無税品目を大幅に拡大した（農水産品198品目を追加）。

2005年12月の関税・外国為替等審議会においては、2006年度以降、我が国のLDC特惠の対象国にコモロ、ジブチ、東ティモールの3か国を追加する旨の答申が出された。

また、同月、香港で開催されたWTO第6回閣僚会議に先立ち小泉首相（当時）は、LDCからの市場アクセスを原則として無税無枠化し、開発途上国の輸出能力の向上に対して支援する等を含む「開発イニシアティブ」を発表した。

更に、同閣僚会議において、先進国は、2008年又はDDA実施期間の開始までにすべてのLDC製品について原則無税無枠化することが合意されたほか、綿花問題やWTO協定上のLDCに対する新たなS&D（特別かつ異なる待遇）について合意するなど、開発途上国に配慮した成果が得られた。

これを踏まえ、我が国では、2006年12月の関税・外国為替等審議会において、LDCへの一層の支援を図る観点から、WTO香港閣僚宣言等を受けたLDCに対する市場アクセスの無税無枠措置の拡充等について答申が出された。本答申を踏まえ2007年4月1日より、LDC製品のうち無税無枠措置の対象となる品目の割合は、品目ベースで約86%から約98%まで拡大することとなった。



ITA（Information Technology Agreement、情報技術協定）の概要

1. 経緯

1996年12月のシンガポールWTO閣僚会議で、29か国・地域が情報技術（IT）製品の関税を2000年までに撤廃する旨を合意。この合意を通称ITA（Information Technology Agreement）と呼んでいる。

2. ITAの内容

- ・現在の参加国：73か国・地域は以下のとおり。これらの国で世界貿易の97%以上を占める。但しメキシコ、ブラジル等ラテンアメリカの主要国は参加していない。（2012年2月時点）
- ・対象分野：半導体、コンピュータ、通信機器、半導体製造装置等。
- ・スケジュール：1997年より関税を引き下げ、

2000年までに段階的に撤廃（我が国は新たに通信電線及びガリ砒素ウェハーの関税を撤廃）。開発途上国は、一部品目について2005年までの段階的関税撤廃が認められた。また、新規にITAに参加する国には、一定期間の段階的関税撤廃が認められている。

（例）台湾（2002年までに撤廃）、韓国（2004年）、インドネシア（2005年）、マレーシア（2005年）、

タイ（2005年）、フィリピン（2005年）、インド（2005年）、中国（2005年）、サウジアラビア（2008年）、ベトナム（2014年）、UAE（2009年）、ペルー（2013年）。

・現在、非関税措置、関税分類相違の調整、対象品目のHS2002及びHS2007への更新等が懸案事項とされている。また、個別品目を巡る課題も顕著になりつつある（第I部参照）。

ITA参加の73か国・地域（2012年2月時点）

Albania	Guatemala	Macao, China	Saudi Arabia
Australia	Honduras	Malaysia	Separate Customs Territory
Bahrain	Hong Kong, China	Mauritius	of Taiwan, Penghu, Kinmen,
Canada	Iceland	Moldova	and Matsu
China	India	Morocco	Singapore
Costa Rica	Indonesia	New Zealand	Switzerland
Croatia	Israel	Nicaragua	Thailand
Dominican Republic	Japan	Norway	Turkey
Egypt	Jordan	Oman	Ukraine
El Salvador	Korea	Panama	United Arab Emirates
European Union	Kuwait	Peru	United States
Georgia	Kyrgyz Republic	Philippines	Vietnam

EUは27か国からなる。Switzerlandはスイス及びリヒテンシュタインからなる。

3. 主要議題

(1) 非関税措置（Non Tariff Measures, NTM）

ITA委員会でのNTM検討に関するワークプログラム提案がなされ、そのパイロットプロジェクトとしてEMC/EMI規制（EMC：電磁両立性、EMI：電磁障害）が議論されている（注）。

2005年2月の公式会合では、EMC/EMI規制に関する適合性評価手続につき自己認証方式にすべきとのガイドラインが策定された。それを受け、透明性の観点から各国が採用している適合性評価手続のタイプを識別するリストを2006年3月に事務局が作成。各国は、自国で採用している適合性評価手続に関する情報提供が求められている。

（注）拘束力があるルールづくりを目指すものではない点に留意。

(2) 対象品目リストのHS2002及びHS2007への更新

ITA対象品目のリストは、ITA成立以来一切改訂されていない。そのため、ITA成立後の10年間における対象品目の著しい技術進歩や、これを受け

て2度にわたってなされたHS分類改訂（HS96からHS2002及びHS2007）により、対象範囲に関する明確性が低下している。

ITAの実効性を確保する上では、ITA対象品目の範囲を明確にしておくことが必要であり、そのためにも対象範囲のリストは最新のHS分類に基づくものとしておくことが望ましい。2006年10月のITA委員会公式会合において、我が国は品目リストの更新と明確化について技術的作業を実施すべきとの提案を行った。2007年3月の公式会合において、HS分類改訂に伴うITA対象品目リストのHS番号移行に関するモデルリストが事務局から示され、2007年11月の公式会合以降、これを参照した議論が継続されている。

(3) 関税分類相違の調整

1996年ITA閣僚宣言中のAttachment B掲載品目、及びAttachment AのSection 2中「Comments」欄に「for Attachment B」とされている品目については、対象品目が関税分類番号によって定義され

ておらず、各国において関税分類が相違している（注）。そのため、1998年より税関専門家会合において、これらの品目について適切と考えられる関税番号のリスト化作業がなされてきた。

作業の結果、2004年12月、2005年2月には、検討対象の55品目のうちコンピュータ用のCDドライブなど27品目の関税番号について合意された。2010年11月以降、関税番号について概ねコンセンサスが得られている18品目に焦点を当て、委員会の合意を得て各国の譲許表に反映すべく議論を継続。中国、インド等一部の途上国は、技術的な確認作業に時間が必要と主張。

（注）ITA対象品目のリストは、附属書A（対象品目がHS96によって特定されている品目リスト）と附属書B（分類にかかわらず対象とされる品目リスト）で構成されている。

4. 対象品目の拡大交渉

（1）1998年の議論

1999年12月のWTOシアトル閣僚会合での合意を目指して交渉が行われたが、各国間の関心品目・反対品目の違いから利害関係が鋭く対立し、合意に至らなかった。

（注）1998年11月に作成された品目案に対し、我が国を始めとする多くの国が賛成。しかし、マレー

シアが自国の要求する家電が含まれていないとして、インドは国防上問題のある品目が含まれているとして、強く反対し頓挫。

（2）EUのITAⅡ提案

2008年9月に、EUがITA対象品目の拡大及び非関税障壁撤廃についてコンセプトを示した提案文書（G/IT/W/28）を発出。具体的な品目は提示されなかった。

（3）最近の動き

WTOドーハラウンドの関税交渉の停滞と前後して、米国は2011年5月にパブリックコメントを実施、産業界が要望品目を提出。2011年9月に、APECにおいて、官民合同でITAワークショップを実施。11月13日のAPEC首脳会合では、「APECエコノミーが品目及びメンバーシップ拡大に向けた交渉設置にリーダーシップを発揮していく」旨首脳宣言に盛り込まれた。

5. ドーハ開発アジェンダ

ドーハ開発アジェンダの非農産品市場アクセス交渉においては、我が国はデジタル家電等、電気電子分野における包括的な関税撤廃に関心国と共同で提案している。